

渡嘉敷村青少年旅行村施設等の
指定管理者募集要項

令和2年12月

渡嘉敷村

渡嘉敷村青少年旅行村施設等の指定管理者募集要項

渡嘉敷村は、渡嘉敷村青少年旅行村施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成 17 年条例第 31 号、以下「条例」という。）第 2 条に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行います。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和 2 年度で満了することに伴い、令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月 31 日までの渡嘉敷村青少年旅行村施設等の管理を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名称 渡嘉敷村青少年旅行村施設
- (2) 位置 渡嘉敷村字阿波連 1 8 2 - 8 他 (4,250 m²)
- (3) 施設概要
 - 管理棟 1 棟
 - 炊事棟 1 棟
 - トイレ・シャワー棟 1 棟
 - ダイビング用プール・レジャープール施設（トイレ、更衣室含む）
 - ※施設内のプール用設備は使用不可。（令和2年12月 現在・修繕予定無し）
 - テントサイト・多目的広場・クバ林
 - オートキャンプ場・駐車場
 - クバンダキ展望台（階段・歩道含む）
 - 照明など付帯設備
 - 別添「青少年旅行村管理区域図」参照

3 管理運営の基本的な考え方

渡嘉敷村青少年旅行村施設は公の施設であることから、指定管理者は渡嘉敷村青少年旅行村施設に求められる公共性を十分理解し、施設利用の平等性、公平性、守秘義務の確保等に努める必要があります。管理運営するにあたっては、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って行うものとします。

- (1) 施設利用者の安全を第一に考えること。

- (2) 本施設の設置目的に基づき管理運営を行うこととし、特定の個人団体に対して有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- (3) 利用者及び地域住民の意見要望等を管理運営等に反映させるよう努めること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営を行い経費の節減に努めること。
- (5) 個人情報等の適切な管理を行うこと。
- (6) 村主催及び共催等の事業について、積極的に連携協力を努めること。

4 指定管理者が行う管理運營業務等

- ア. 行為の禁止・制限及び同施設の秩序維持
- イ. 施設利用予約受付及び施設利用許可申請書の受付
- ウ. 利用料金の收受及び免除
- エ. 施設の維持及び修繕
- オ. 清掃及び草刈り等、衛生的環境の確保
- カ. 光熱水費（電気料金、上下水道料金等）の支払い
- キ. 村及び渡嘉敷村観光協会、渡嘉敷村商工会、地域等の関係団体との連携
- ク. アンケート調査及び自己評価の実施

本業務に関する利用者等の意見及び要望を把握するため、自らの責任と費用により、毎年度、利用者等を対象としてアンケート調査を実施するものとする。アンケートで寄せられた意見等に対しては、原則回答することとし、調査結果については分析及び評価を行い、そのアンケートの結果内容を施設内に掲示し、サービスの向上に努めること。また、毎月の業務報告でアンケート結果、業務改善への反映状況等及び管理運営状況の自己評価等を村長へ報告しなければならない。

- ケ. パンフレット作成やホームページ運営等の広報・宣伝業務
- コ. 施設の利用促進に関すること
- サ. 施設利用者の事故防止対策及び施設における救急業務に関すること
- シ. 旅行村前広場及び阿波連ビーチへの放送業務に関すること
- ス. その他上記業務に付随する業務

5 自主事業

- (1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、渡嘉敷村青少年旅行村施設の利用促進・活性化に資する事業(以下「自主事業」という。)を行うことができます。
- (2) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。
- (3) 自主事業の実施にあたっては、事前に村に対して提案を行い、承認を得る必要があります。

- (4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、村と協定を締結する際にあらためて協議するものとします。
- (5) 自主事業の提案にあたっては、下記の点に留意してください。
- ① 渡嘉敷村青少年旅行村施設の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
 - ② 指定管理者の管理運營業務に支障を与えるものではないこと。
 - ③ 公共性の確保が図られていること。

6 指定管理者に指定する期間

令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日まで（3年間） ※議会議決事項

7 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項及び別紙「仕様書」に従い、渡嘉敷村青少年旅行村施設の管理業務を実施します。

(1) 関係法令等の遵守

- ① 地方自治法、同施行令、同施行規則
- ② 渡嘉敷村青少年旅行村施設管理条例
- ③ 渡嘉敷村青少年旅行村施設使用料徴収条例
- ④ 施設設備の維持管理に関する法令
 - ・ 建築基準法(建築設備の定期点検等)
 - ・ 電気事業法(技術基準の維持等)
 - ・ 消防法(消防計画の提出等)
- ⑤ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
- ⑥ 個人情報保護法、渡嘉敷村個人情報保護条例
- ⑦ その他関係法令等（自然公園法等）

(2) 渡嘉敷村暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置(利用の承認をしない、または利用の承認の取り消すこと)を講じてください。

(3) 施設の利用時間等

期間 1月1日から12月31日

受付時間 午前9時～午後6時

ただし、指定管理者は村の承認を得て、利用時間を変更することができます。

(4) 業務執行体制

①個人情報保護の取扱い

指定管理者は、渡嘉敷村個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の漏えい滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同条例の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

②守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

③区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行います。また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

④業務に必要な物品の調達

指定管理業務の実施に必要な村所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。なお、別紙 仕様書「備品等一覧表」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

⑤賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、賠償責任保険に加入するものとします。

⑥指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者として村の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記することとします。

8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等

(1) 施設使用料の取扱い

①利用料金制の採用

渡嘉敷村青少年旅行村においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。有料施設の利用料金は、指定管理者の収入とすることができます。

(2) 施設管理に要する経費等

- ①村は、管理運営経費として、提案された収支計画書を基に、指定管理料を支払います。会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めます。
- ② 指定管理料は次の額を上限とします。村が負担する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案して下さい。収支計画書に記入された3年間の指定管理料の合計が上限額の合計(2,167,200円)を上回る金額であった場合は、失格とします。
- ③ 指定管理料は、利用料金の減免を行った場合でも、その分の補てんは行いません。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）	
令和3年度(R3.4.1～R4.3.31)	1,032,000円
令和4年度(R4.4.1～R5.3.31)	722,400円
令和5年度(R5.4.1～R6.3.31)	412,800円
合 計	2,167,200円

(3) 会計の区分

渡嘉敷村青少年旅行村の管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他業務の会計と区分してください。

(4) その他

施設の管理運営に関する全ての費用は、指定管理料及び利用料金並びに自主事業収入をもって充てるものとし、収支が赤字になっても村は補填しません。

①指定管理料の支払い

村が支払う指定管理料の額については、指定管理者から提出される収支予算書を基に、村と指定管理者が協議のうえ、各年度の予算の範囲内で協定書に定めます。協定で定めた額は、年度毎に村から指定管理者に対し支払います。なお、支払い方法や時期等については、単年度の協定書に定めます。

②料金等の額の決定

施設利用料金の額は、渡嘉敷村青少年旅行村使用料徴収条例により定められた金額とします。

③管理口座

経費及び収入は、指定管理業務専用口座で管理して下さい。

④その他

指定管理者は、当該事業の収支差額に黒字が発生した場合、当該年度の指定管理料の50%を上限額とする、その金額の50%を指定管理料の減額分として協定書に定める期日までに甲に返金するものとする。(千円未満切り捨て)

指定管理料の減額分について

(例) 指定管理料 1,032,000 円

収支差額の黒字分のうち50%を減額(返納) ※減額(返納) 上限 516,000 円

9. リスク対応について

(1) リスクの管理及び責任分担

施設の維持管理、小規模修繕は指定管理者が負担する。事故、災害等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断するが、第1次的な責任は指定管理者が負うものとし、被災が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに村に報告しなければならない。管理運営上の事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に加入すること。

村と指定管理者のリスク及び責任分担は、次のとおりとする。

項 目	指定管理者	村	備 考
施 設 の 秩 序 維 持	○		
行為の許可、利用許可	○		
利用料金の徴収、減免	○		
施設、設備の維持管理	○		
施 設 の 修 繕	○		小 修 繕
		○	資産価値の向上または耐用年数の延長につながるもの
利用者・第三者への 損 害 賠 償	○		指定管理者の責めによる場合
			上記以外の場合は協議して定める
自然災害及び火災等 による施設等の損害 に対する責任	○		指定管理者の責めによる場合
		○	上記以外の場合
利用者に係る保険の 加 入	○		
施設等に係る各種保険 の 加 入	○		下記以外のもの
		○	建物総合損害共済

10 応募資格について

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とします。

- ①法人、その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- ②村内に本店・支所・営業所等の事業所を有する又は予定のある団体(共同企業体を含む)であること。
- ③国税及び地方税の滞納がない団体であること。
- ④指定期間中に、解散・廃止の恐れがない団体であること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する法人は、応募することができません。仮に、申請が受けつけられた場合でも、申請は無効となります。

- ①代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体

- ②会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ④役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体
- ⑤地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札等の参加を制限されている団体
- ⑥地方自治法第244条の2第11項の規定により渡嘉敷村又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない団体

（3）失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ①提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- ②募集要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③その他不正な行為があったとき。

1.1 申請の方法

指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

添付書類

- （1）管理の業務に関する事業計画書
- （2）管理の業務に関する収支計画書
- （3）法人等の定款若しくは寄付行為の写し又はこれに準ずるもの
- （4）法人にあつては当該法人の登記事項証明書
- （5）法人等の経営状況を説明する書類
 - ・過去3ヵ年における事業報告書、貸借対照表、収支（損益）決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - ・役員の名、住所及び履歴を記載した書類（役員名簿等）
- （6）その他村長が必要と認める書類
 - ・誓約書
 - ・団体概要書
 - ・団体の組織図や業務執行体制が分かる書類
 - ・過去3ヵ年における納税証明書

1.2 募集期間及び提出先

指定管理指定申請書（第1号様式）のほか、必要書類を次の期間内に持参してください。なお、必要な書類が不足している場合は受付致しません。

受付期間 令和3年1月4日（月）～令和3年1月25日（月）

※土、日、祝日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時までの間を除く）

提出先 渡嘉敷村役場 観光産業課

1.3 選定の方法等

(1) 資格審査

指定申請書等の提出後、応募資格要件を満たしているかどうかの書類審査を行います。

(2) 選定委員会

指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会を設置し、審査を行います。

(3) 選定の基準

- ①事業計画の内容が利用者の平等な利用が確保されるものであること
- ②事業計画の内容が公の施設の効用を効果的に発揮されるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること
- ③ 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有するものであること

1.4 指定管理者の指定

選定委員会において指定管理者として選定されたものは、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

1.5 指定結果

応募された法人等には、指定又は不指定の通知書を議会終了後速やかに通知します。

1.6 指定管理者との協定締結

指定管理者に指定された者は、村長が定める協定を本村と締結するものとします。

1.7 募集及び選定スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下のとおり予定しています。

- (1) 募集要項等の配布 令和3年1月4日(月)～令和3年1月25日(月)
- (2) 申請の受付 令和3年1月4日(月)～令和3年1月25日(月)
- (3) 選定委員会 令和3年1月下旬 予定
※必要に応じ応募者プレゼンテーション含む。
- (4) 議会の議決 令和3年3月予定
- (5) 協定の締結 議決後に締結

18 問い合わせ先

渡嘉敷村役場 観光産業課

TEL 098-987-2333

Fax 098-987-2560

E-mail kankou@vill.tokashiki.okinawa.jp